

Ⅲ 利用上の注意

- 1 令和6年2月調査実施時に客体事業所の抽出替えを行った。
- 2 平成27年2月調査から会社以外の法人（信用金庫、一般財団法人、病院等）も調査対象とした。会社以外の法人が調査対象事業所に占める割合（平成27年2月調査時）は9.4%で「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」においては、それぞれ、91.0%、13.1%、12.2%となっている。平成26年11月調査以前の結果との比較には注意を要する。
- 3 平成30年2月調査より第13回改定日本標準産業分類（平成25年10月改定）により結果表章を行っている。
また、平成21年2月調査から平成29年11月調査まで第12回改定日本標準産業分類（平成19年11月改定）により結果表章を行っていること、及び、調査対象産業に「医療、福祉」を追加したことにより、平成20年11月調査以前との比較には注意を要する。
- 4 労働者の職種については、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。日本標準職業分類の設定（平成21年12月）に伴い、平成23年2月調査から職種の見直しを行った。
- 5 雇用調整等の実施状況に関する事項については、回答していない事業所は「実施していない又は予定がない」と回答したとみなして集計している。
雇用調整等の措置については、「雇用調整」と「その他の措置」に分けて集計している。「雇用調整」には平成25年2月調査から「新規学卒者の採用の抑制・停止」を追加したため、「雇用調整を実施した」の数値を平成24年11月調査以前と比較する際は注意を要する。

・「雇用調整」として集計 - 残業規制 - 休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加 - 臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇 - 新規学卒者の採用の抑制・停止 - 中途採用の削減・停止 - 配置転換 - 出 向 - 一時休業（一時帰休） - 希望退職者の募集、解雇	・「その他の措置」として集計 <u>所定内労働時間の短縮</u> - 賃金等労働費用の削減 - 下請・外注の削減 - 派遣労働者の削減
---	---

（注）平成27年2月調査から下線部分を「操業時間・日数」から「所定内労働時間」に変更した。
- 6 この調査では、該当集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたとみなして集計する（Ⅲ利用上の注意 5）、当該事業所を除いて集計する、当該事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。各表の脚注を参照のこと。
- 7 令和6年2月調査より「生産・売上額等」、「所定外労働時間」、「雇用」の判断D. I. の季節調整を、センサス局法X-12-ARIMAの中のX-11Seasonalma=MSRで実施している。
令和6年2月調査以降の季節調整値は、令和5年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定したため、令和5年11月調査以前の公表値と異なっている。
- 8 雇用判断D. I. は、当該期間末と前期間末の状況を比較したものであるが、その他の判断D. I. との比較から統一した表側を用いている。
- 9 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、計は各項目を足し上げた数値と必ずしも一致しない。
統計表中の「0」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
統計表中の「-」は、該当数値がないことを示す。
統計表中の「…」は、調査していないため不明を示す。
統計表中の「△」は、マイナスを示す。

- 10 この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査客体として選ばれやすくなっている（労働者数による確率比例抽出）ため、実質的に、事業所の割合というよりも、こうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- 11 用語の「正社員等」の定義の変更により平成20年2月調査から集計対象が一部異なっているため、図1、図3の平成19年11月調査以前との比較には注意を要する。